



(表2) 在宅の援護が必要な高齢者の推計

	人口総数	高齢者数	虚 弱	ねたきり	痴 呆
平成5年4月	14,765人 (100%)	2,527人 (17.1%)	51人 (2.0%)	58人 (2.3%)	121人 (4.8%)
平成11年度末	14,611人 (100%)	3,104人 (21.2%)	62人 (2.0%)	71人 (2.3%)	149人 (4.8%)

虚弱、ねたきり、痴呆は高齢者数に対する割合

(表3) 主な保健・福祉サービスの目標量

サービスの名称	サービスの 内 容	目 標 量
ホームヘルプサービス	在宅のねたきり、痴呆、虚弱高齢者を対象にホームヘルパーを派遣し、日常生活の介護や身の回りの世話を行う	週1～3回
デイサービス	在宅のねたきり、痴呆、虚弱高齢者の心身機能の維持・向上と介護している家族の負担軽減を図るため、日中施設に通所し入浴・食事・日常動作訓練等を行う	週1～2回
ショートステイ	在宅のねたきり、痴呆、虚弱高齢者を介護している家族が疾病等により家庭で介護を行うことができなくなった場合、短期間老人ホームへ入所し日常生活の介護や身の回りの世話を行う	年1～6回
機能訓練	病気、負傷、老化等により、心身の機能が低下している人を対象に、日常生活動作の訓練、手工芸、レクリエーション等を行う	週2回
老人訪問看護	かかりつけの医師の指示に基づいて、老人訪問看護ステーションから看護婦等が訪問し、療養上の世話や看護サービスを行う	週1回
訪問指導	町が実施する各種の健康診査で指導が必要と認められた人、ねたきり又はこれに準ずる人及びその家族に保健婦や理学療法士等が訪問し、病気の予防・機能の維持や療養の方法・口腔衛生等を指導する	年6～12回

(虚弱・ねたきり・痴呆等、高齢者の健康状態により回数が変わります)

町では今後、この計画を着実に実施するため、ホームヘルパーや保健婦などの保健・福祉部門における専門職を大幅に増強する必要があります。
(表4参照)

保健・福祉人材を大幅に増強

(表4) 人材確保の目標

	平成5年4月	平成11年度末
ホームヘルパー	3人	11人
保健婦	2	5
看護婦	0	4
栄養士	0	1
歯科衛生士	0	1
理学療法士	0	1

(表5) 施設整備の目標

施設名	施設の内容	整備目標
保健福祉センター	保健サービスと福祉サービスを総合的に行う拠点としての施設	1施設
特別養護老人ホーム	在宅での生活が困難なねたきりや痴呆等の高齢者に対して、生活の場を提供するための施設	1施設
デイサービスセンター	在宅で援護の必要な高齢者に対し、日常動作訓練や入浴サービス等を提供する施設	2施設
ショートステイ専用ベッド	在宅のねたきり高齢者等を介護する家族の負担軽減を図るための施設	特養併設
在宅介護支援センター	身近なところで高齢者に関する相談や保健福祉に必要なサービスを提供する施設	
ケアハウス	身体機能が低下し、独立しての生活に不安があり家族の援助が困難な高齢者のための軽費老人ホームの一形態	東陽病院組合構成町で設置を検討する
老人保健施設	疾病、負傷等により、ねたきり又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行うとともに、その日常生活上の世話を行う施設	
訪問看護ステーション	かかりつけの医師の指示に基づいて看護婦等が家庭を訪問し、療養上の世話や看護サービスを行う施設	

高齢者が安心して家庭で過ごすためには、いざという時に利用できる施設が整備されていることが前提となります。
援護が必要な高齢者や家族に適切なサービスを効率的に提供する施設を充実することが重要

サービス提供施設の整備

となつてきます。
(表5参照)

